

公益財団法人 公益法人協会 第38回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成28年12月9日(金) 16時～17時45分
- 2 開催された場所 如水会館 1階「コンファレンスルーム」
- 3 理事総数及び定足数
 総数 13名、定足数 7名
- 4 出席理事数 9名
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、高宮洋一、
 堀田 力、山岡義典
 注) 岸本理事は第1号議案決議終了後、堀田理事は第4号議案説明時に着席した。
(欠席) 田中皓、橋本大二郎、早瀬昇、福原義春
(監事出席) 谷村啓、平川純子
(評議員傍聴) 石山勉、伊藤博士、小方泰、笹部俊雄、高橋洋、谷井浩、鶴見和雄、
 徳川義崇、中野佳代子、振角秀行、茂木義三郎
(顧問傍聴) 岡本仁宏
 注) 本理事会には傍聴等を希望する評議員11名及び顧問1名が同席した。

5 議題

決議事項及び承認事項

- 第1号議案「理事候補者名簿の承認」の件(承認事項)
- 第2号議案「決議の省略の方法による評議員会の招集」の件(以下、決議事項)
- 第3号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件
- 第4号議案「育児休業規程の一部改定」の件
- 第5号議案「(一社)全国レガシーギフト協会への入会」の件
- 第6号議案「CAPSとの覚書締結」の件

報告事項

- ① 理事の退任及び役員等候補選出委員会の審議結果
- ② 平成29年度税制改正要望の状況
- ③ 国内イベント関係 開催結果
- ④ 海外連携事業(10～12月)
- ⑤ 休眠預金の状況
- ⑥ 「社会的企業研究会」の設置
- ⑦ 法制審議会信託法部会の状況
- ⑧ 栄典授与推進説明会
- ⑨ 東京都社会福祉法人関係委託の状況
- ⑩ 寄付月間～Giving December～
- ⑪ 28年度における財務及び会員の状況

⑫ その他の報告（職務執行状況報告等）

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会を傍聴し、報告事項では意見交換等へ参加を希望する評議員10名及び顧問1名の同席が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

11月12日に逝去された長瀧重信理事に出席者全員で黙祷を捧げた後、議事録署名人を定款第52条の規定に基づき太田理事長、金沢専務理事、谷村監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案「理事候補者名簿の承認」の件

太田理事長より、長瀧理事の逝去及び松岡理事の辞任により理事総数が2名減少したこと、理事会の成立自体に支障をきたす恐れはないが、新たな理事の選任の必要があること、続いて、役員候補等選出委員会から提出された候補者名簿に掲載された理事候補者1名について、氏名、職歴、当協会との関係等詳細な説明があった。さらに、本議案が承認された時は、理事選任の決議を受けるべく、第2号議案にて決議の省略の方法による評議員会の招集を提案する予定である、とのことであった。

審議の結果、次の1名を理事候補者として掲載した名簿を、出席理事全員一致で承認した。

時枝 孝子

第2号議案「決議の省略の方法による評議員会の招集」の件

太田理事長より、第1号議案にて承認された名簿の理事候補者の選任に係る評議員会を定款第28条の決議の省略の方法により行うべく招集、提案したい旨、議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

金沢専務理事より、評議員会を下記要領にて招集することについて定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時： 平成29年3月9日(木) 10時開始

場所： 如水会館

目的である事項等： 平成29年度事業計画書及び収支予算書等の承認等

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「育児休業規程の一部改定」の件

金沢専務理事より、育児休業規程の一部（短時間労働）の改定につき、議案説明があった。説明によると、短時間労働（9時30分～16時30分に1時間短縮）に関しては、現行では3歳までの子を養育する職員が対象であるが、これを、小学3年生までの子を養育する職員としたい。これは今のところ大企業の一部にしか見られない先進的な規定となる。なお、本件は、職員にとって不利益変更とはならない旨及びその他育児休業・介護休業に関する法律改正は、平成29

年1月1日に施行されるが、その改正を盛り込んだ規程は3月の理事会で改めて改定し、それまでは法律改正に該当する事案が発生した場合は、改正後の法律に沿って運用する、とのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第5号議案「(一社)全国レガシーギフト協会への入会」の件

太田理事長より議案説明があった。説明によると、同協会は「遺言寄付という人生の集大成としての社会貢献を本人の望む最適な形で実現すること」を目的として本年11月に設立された。民間非営利団体に対する遺贈のみならず生前贈与、また、相続財産の寄附を推進する趣旨。会員になるとそれぞれの団体が高齢化など社会情勢の変化によりニーズが高まっている、レガシーギフト(遺贈寄附等)に関する相談に応じ、また、寄附先の紹介を行うことになる。公法協は、法税制及び組織運営にかかる高度な知識を持つ相談員を擁し、公益信託も含め他の追随を許さない相談能力と実績を持った法人であり、レガシーギフト協会加盟によりさらに寄附文化醸成に貢献したい。

年会費は10万円、2018年より30万円となる。一方、相談は原則無料で応ずるので、入会に伴う収益は窓口団体に対する研修によるもの程度しか見込めないが、同協会の趣旨に賛同し、同協会を支援する意味から加盟したい。また、太田理事長自身は、同協会の評議員就任を依頼されている、とのことであった。

本議案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

(平川監事) 入会すると、全国レガシーギフト協会の下請けとなるのか、それとも競争相手になるのか。

(太田理事長) 相談窓口が全国に誕生することで、一つの業界団体と思ってもらえばよいのではないか。公益法人協会は、この協会(社団法人)の社員の一つという立場となる。

(堀田理事) パートナーと考えてもらえばよい。コミュニティ財団協会などと連携し、遺贈希望者に正確な情報、アドバイスを提供し、適切な遺贈先を選べるようリードすることが役目である。

(平川監事) 啓蒙指導団体ということか。

(岸本理事) 加盟団体としては、個人に対する遺贈先の情報提供、相談、寄付を受けて基金化しそれを管理することなど3つの機能がある。一般の人は遺贈の知識を持たないので、そのノウハウを共有し助言するための全国組織として立ち上がった。すでに個人からのお問い合わせが各団体に届いているが、まだ立ち上がったばかりであり、信託の仕組みに詳しい公益法人協会が加盟団体となることは望ましい。法人を対象に事業を行っている公法協にとって、顧客が個人になることはこれまでと勝手が異なるであろうと思うが。採択に当たっては、一般社団法人全国レガシーギフト協会の代表理事である堀田理事、同協会理事である岸本理事は、利益相反の観点から本議案の決議に加わることができないことから、2名を除く出席理事7名で採決を行うこととなった。

審議の結果、原案どおり採決に加わることのできる理事全員一致で可決した。

第6号議案「C A P Sとの覚書締結」の件

太田理事長より、同議案の説明があった。

香港の非営利団体C A P S (The Centre for Asian Philanthropy and Society)からはこれま

で、日本国内の優れた非営利団体に関する調査委託を受け、さわやか福祉財団を対象とした調査報告書を刊行した経緯がある。今回の委託は、まだまだ活動が不十分なアジア地域の非営利団体インデックスの作成業務である。具体的には先方の提案する様式で、Doing good index を作成することになるが、公法協並びにトヨタ財団は、うち日本の非営利法人を担当することになる。覚書を締結した上で、委託業務の内容に注意を払いながら十分吟味し、公益法人協会が引き受けることが適切と判断すれば、公法協が窓口になり、トヨタ財団と共同でプロジェクトを引き受けることになろう、とのことであった。

本議案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

(片山理事) 「ソーシャル・デリバリー・オーガニゼーション」の定義とは？ 非営利団体の範疇はどこまでか。

(太田理事長) ソーシャル・デリバリーは社会福祉社法人の専門分野であるので、社会福祉法人まで含めようと思っているが、最終的には決めていない。

(片山理事) 各国間でその対象をそろえる必要はあるか。学校法人まで含めるのか。

(伊藤博評議員) 共同受託者であるトヨタ財団としては、2年毎に行う継続調査なので、ゆくゆくは含めることも検討したいと考える。

(平川監事) 研究結果はJACOが使えるのか、公表されるのか、それともすべてCAPSのものか。あまり幅広くは使えないなど、制約がないか細部をよく確かめて欲しい。

(太田理事長) レポートに対しては委託費をもらう、という形。著作権はCAPSにある。

(平川監事) 制約がないかどうか、よく確認してほしい。

(太田理事長) ご指摘の点は覚書案を再度チェックし、日本対象の成果物の国内使用が可能であることを確認したい。

審議の結果、原案どおり出席全員で可決した。

○ 報告事項

① 理事の退任及び役員等候補選出委員会の審議結果

本項は第1号議案で概略説明したが、11月に辞任した松岡紀雄理事からのメッセージが、太田理事長より紹介された。

② 平成29年度税制改正要望の状況

金沢専務理事より同要望の成果について報告があった。報告によると、みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し（要件緩和）については、現行租税特別措置法第40条では、国税庁長官の承認に約2年もかかり、極めて使い勝手が悪い。今回の改正内容は、内閣府、文科省、厚労省の共同要求であり、公益法人の場合においては、一定の要件を満たせば、寄附から承認までの期間を1ヶ月に大幅に短縮できるというもの。

もともと学校法人（文科省管轄に限る）では、一定の要件（基本金として受け入れる、理事会の承認、役員等からの寄附を除く）をクリアすれば、国税庁長官から1ヶ月という短期間で承認が得られる仕組みになっている。これを、公益法人に当てはめると、基本金に該当するものとして、現物寄附を法人の「不可欠特定財産」として受け入れ、その他の要件を満たせば、1ヶ月という短期間で、国税庁長官の承認が得られるというものである。現在は、租特法40条に適用する案件は年15件程度と極めて少ないが、今後が増えることが

想定される。

この「不可欠特定財産」に該当するものとしては、美術品、歴史的建造物等が考えられ、従ってこれを受け入れる博物館等に限定されてしまう。また、太田理事長からは、現物による寄付の承認については現状、株式の寄附に対しては非常に難しく、美術品や歴史的建造物など不動産に限定されている。蟻の一穴の例えではないが、小さな穴を毎年毎年大きくしていきたい、との補足説明があった。

③ 国内イベント関係 開催結果

金沢専務理事より、「JWL I 2016東京サミット」(10月18日)、「公益法人マスコミ懇談会2016」(10月3日)、「東アジア市民社会フォーラム」(11月17日)、「トップマネジメント・セミナー」(11月28日・29日)の開催結果について説明があった。

④ 海外連携事業 (10~12月)

太田理事長より、中国、インド、南アフリカ共和国でそれぞれ開催され、調査部員が出席した国際会議等について簡略に報告があった。

⑤ 休眠預金の状況

太田理事長より、12月2日に参議院本会議で可決成立した、休眠預金に関する法案の内容とこれまでの経過について報告があった。報告によると、この成立は駒崎氏、鶴尾氏の尽力によるところが大きい。法律は1年半以内に施行されるが、今後、指定活用団体について、小池都知事の言うところの頭の黒いネズミに食い荒らされないように注意しなければならない。また、資金分配団体はガバナンスが重要であり、特に地方ではしっかりしたマネジメントによる運営が求められる。それには教育訓練、最終的な受取団体の育成が必要である、とのことであった。

⑥ 「社会的企業研究会」の設置

鈴木専務理事より同研究会について、社会的企業の事業体は様々であるが、公益法人協会が研究する場合は非営利の立場からの研究になり、企業性よりは社会性についての検討になること、実施計画は3ヶ年を想定し本年度は準備委員会、平成29年度からはアンケートなど実態調査を行う予定である旨、説明があった。

⑦ 法制審議会信託法部会の状況

鈴木専務理事より、公益信託はニアリーイコールで公益財団法人と同じ機能をもつが、来年1月の同部会で第一読会が終了し、2月から第二読会が始まる予定との報告があった。また、臨時委員である平川監事からは、実質的な内容の審議は12月で終了したが、その内容として公益信託のガバナンスをどうするか、委託者、受託者、また、信託管理人の選・解任権に関する意見などについて、具体的な説明があった。

⑧ 栄典授与推進説明会

⑨ 東京都 社会福祉法人関係委託の状況

⑩ 寄付月間～Giving December～

⑪ 28年度における財務及び会員の状況

太田理事長より、時間的制約から⑧～⑪の項目は詳細な報告を割愛し、添付資料をご参照されたい旨、説明があった。

⑫ その他の報告 (職務執行状況報告等)

金沢専務理事より、職務執行状況について配布資料に基づき報告があり、また、次回理事会及び1月に開催する新年懇親会の案内があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時45分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成29年1月23日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 谷村 啓

監 事 平川 純子